

洞爺湖町

一般廃棄物処理基本計画



令和4年度

北海道洞爺湖町

目 次

第 1 章 基本方針	P. 1
第 2 章 年次目標	P. 3
第 3 章 一般廃棄物の排出状況	P. 4
第 4 章 一般廃棄物の処理主体（目標年次）	P. 15
第 5 章 ごみ処理基本計画	P. 16
第 6 章 基本計画達成のための施策	P. 22
第 7 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	P. 23
ごみ発生量及び処理量の予測フロー図	P. 24

第1章 基本方針

1 はじめに

一般廃棄物の処理は、昨今の豊かさや便利さを求めた生活様式の変化により、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムを構築し、その結果、循環型社会のバランスは崩れ、人類の生命に危機を及ぼしかねない、地球規模の環境問題となっている。

循環型社会と低炭素社会との統合的実現やその実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりのために循環共生型の地域社会の構築を図る観点や、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ることが重要である。

市町村が法律により義務付けられている一般廃棄物処理について、国は処理事業の適正化のため長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本計画の策定を求めている。

この基本計画は、上記の背景を踏まえ、当町の今後予想される諸条件の変化を予想し一般廃棄物処理事業の基本方針をまとめたものである。

2 国内外における廃棄物処理に関する動向

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、世界規模で深刻化する諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、持続可能な世界を実現するため、令和12年（2030年）までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを設定したもので、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和元年（2019年）に、プラスチックの更なる3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向け「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取り組みを進めていくこととしています。

～ SDGs（エスディージーズ）と本計画の関係 ～

SDGsの持続可能という考えは、当町の施策全体に通じるものであり、北海道洞爺湖サミットの開催地として美しい町づくりを推進する観点からも重要です。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

当町としても、リデュース（排出抑制）をより重視した3Rの取組みや、食品ロスの削減などの取組みを行政・町民・事業者一体となって進めていきます。

本計画に関係するゴールは次の5つです。



3 基本方針

廃棄物を適正に処理することは、住民生活に深いつながりをもった環境衛生上の基本的な問題である。

「循環型社会形成推進基本法」や「資源有効利用促進法」（3R法）をはじめとした各種リサイクル法が制定され、住民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組むことにより循環型社会を構築することが求められるようになりました。

本計画は、循環型社会の構築を目指して、廃棄物の適正処理を基本として更なるごみ排出の抑制、資源リサイクルシステムを推進していくことで、洞爺湖町の有する自然環境・景観を守り、未来の世代に引き継いでいくことを目的に、適正な廃棄物処理事業の実現を目指すものである。

第2章 目標年次

目標年次は、人口、ごみ排出量の将来予測の確度、最終処分場の耐用年数、処理施設建設における投資効率と建設サイクル等を考慮して、10年～15年後を目標とするものとなっている。

上記のことから、この計画は令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年計画として策定する。

計画目標年次 令和13年度（2031年度）

（概ね5年ごとに見直し）



第3章 一般廃棄物の排出状況

1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の状況

令和2年度

行政区域総面積	180.87 km ²
行政区域総人口	8,390人
ごみ処理面積	180.87 km ²
ごみ処理人口	8,390人
ごみ収集人口	8,390人 3月末住民基本台帳

(2) 収集体制

収集区域	町内全区域
収集ごみの種別	可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、※資源ごみ、※危険ごみ ※資源ごみ：びん類、缶類、ペットボトル ※危険ごみ：使い捨てライター、電池類、スプレー缶
収集回数	可燃ごみ・生ごみ 虻田地区 週2回 温泉地区 週2回（一部毎日） 洞爺地区 週2回 可燃ごみ・生ごみ 虻田地区・温泉地区 月2回 洞爺地区 不燃ごみ 月1回 粗大ごみ 月1回 資源ごみ・危険ごみ 全区域 月2回
収集業務	可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ 委託 資源ごみ・危険ごみ 委託
収集車両	パッカー車 6台 トラック 3台（資源ごみ用）

(3) 現有施設の概要

洞爺湖町リサイクルセンター花美館（生ごみ堆肥化施設）

(4) ごみ処理の実績

下表に、ごみ処理の実績を示す。

ごみ処理の実績

	行政区域内 人口 (人)	処 理 人 口 (人)	年間処理量 (t)	一 日 平 均 処理量 (t)	一 日 一 人 排出量 (kg)
平成 28 年度	9, 1 1 7	9, 1 1 7	4, 4 5 5	1 2. 2 1	1. 3 4
平成 29 年度	8, 9 0 4	8, 9 0 4	3, 7 1 9	1 0. 1 9	1. 1 4
平成 30 年度	8, 7 5 3	8, 7 5 3	3, 7 0 0	1 0. 1 4	1. 1 6
令和元年度	8, 5 9 0	8, 5 9 0	3, 6 0 7	9. 8 8	1. 1 5
令和 2 年度	8, 3 9 0	8, 3 9 0	3, 2 3 7	8. 8 4	1. 0 5

2. リサイクルの状況

(1) 空きびんの回収

町内のごみステーションに専用の回収容器を設置し、回収を実施している。

令和 2 年度回収量は 4 8 t (透明 1 7 t ・茶色 2 0 t ・その他 1 1 t)

(2) 空缶の回収

町内のごみステーションに専用の回収袋を設置し、回収を実施している。

令和 2 年度回収量は 2 6 t (スチール 7 t ・アルミ 1 9 t)

(3) ペットボトルの回収

町内のごみステーションに専用の回収袋を設置し、回収を実施している。

令和 2 年度回収量は 1 3 t

(4) 紙パックの回収

町内の小・中学校などの公共施設及び集団回収を実施している。

令和 2 年度回収量は 1 t

(5) 集団回収

自治会や団体による集団回収を従来から実施している。

令和 2 年度回収量は 3 1 2 t 団体数 2 6 団体

(4) + (5) 集団回収合計 3 1 3 t

3. ごみ処理計画

(1) 計画人口の推定

① 行政区域内人口の推定

計画人口の推定は、過去における当町の人口動態をもとに、推定値を決定する。

ア 行政区域内人口の現状

(住民基本台帳調べ)

洞爺湖町人口の動き					
年 度	総人口(人)	男(人)	女(人)	世帯数(世帯)	世帯当人口(人)
平成28年度	9, 117	4, 246	4, 871	4, 957	1. 84
平成29年度	8, 904	4, 167	4, 737	4, 906	1. 81
平成30年度	8, 753	4, 081	4, 672	4, 863	1. 80
令和元年度	8, 590	3, 996	4, 594	4, 843	1. 77
令和2年度	8, 390	3, 892	4, 498	4, 798	1. 75

当町の人口は、平成18年3月の虻田町・洞爺村による合併後も自然減、転出等により減少傾向が続いている。

平成28年度と令和2年度の比較では、727人、7.97%の減少となっている。

年齢階層別人口推移と産業別就業者数の推移は次頁のとおりである。

年齢階層別人口推移＜単位：人＞

(国勢調査)

年 次		平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年	平成 2 7 年
総人口		1 2, 8 0 5	1 0, 6 2 2	1 1, 3 3 5	1 0, 1 3 2	9, 2 9 9
幼年人口 (0～ 14歳)	総 数	1, 8 9 7	1, 3 7 8	1, 2 5 6	9 9 8	8 2 3
		1 4. 8 %	1 3. 0 %	1 1. 1 %	9. 8 %	8. 8 9 %
	男	9 8 4	7 4 0	6 7 3	5 3 5	4 3 1
	女	9 1 3	6 3 8	5 8 3	4 6 3	3 9 2
生産人口 (15～ 64歳)	総 数	8, 3 0 9	6, 5 5 3	6, 6 2 3	5, 5 6 8	4, 6 9 7
		6 4. 9 %	6 1. 7 %	5 8. 4 %	5 5. 0 %	5 0. 7 %
	男	3, 8 2 8	3, 0 8 5	3, 1 3 2	2, 6 3 8	2, 2 5 4
	女	4, 4 8 1	3, 4 6 8	3, 4 9 1	2, 9 3 0	2, 4 4 3
老年人口 (65歳 以上)	総 数	2, 5 9 9	2, 6 9 1	3, 4 5 6	3, 5 6 6	3, 7 3 8
		2 0. 3 %	2 5. 3 %	3 0. 5 %	3 5. 2 %	4 0. 4 %
	男	1, 0 8 5	1, 1 5 1	1, 4 5 7	1, 5 0 4	1, 5 7 0
	女	1, 5 1 4	1, 5 4 0	1, 9 9 9	2, 0 6 2	2, 1 6 8

※ 12年は有珠山噴火避難中のため減少

産業別・男女別 15歳以上の就業者数<単位：人>

(国勢調査)

区 分	平成 7 年			平成 1 2 年			平成 1 7 年			平成 2 2 年			平成 2 7 年度		
	男	女	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女	総計
総 計	3,605	3,136	6,741	2,827	2,177	5,004	2,951	2,493	5,444	2,468	2,214	4,682	2,271	2,066	4,337
一次産業	500	445	945	418	360	778	404	332	736	403	306	709	343	252	595
農 業	392	362	754	323	292	615	323	271	594	329	247	576	279	199	478
林 業	2	1	3	7	1	8	5	0	5	4	0	4	6	0	6
漁 業	106	82	188	88	67	155	76	61	137	70	59	129	58	53	111
二次産業	898	354	1,252	700	299	999	636	275	911	472	180	652	418	170	588
鉱 業	17	0	17	15	1	16	7	1	8	1	0	1	2	0	2
建設業	662	107	769	510	64	574	470	61	531	321	42	363	284	34	318
製造業	219	247	466	175	234	409	159	213	372	150	138	288	132	136	268
三次産業	2,204	2,335	4,539	1,707	1,517	3,224	1,903	1,880	3,783	1,581	1,719	3,222	1,464	1,608	3,072
卸売・小売業	491	749	1,240	327	474	801	342	394	736	271	310	581	217	294	511
金融・保険業	42	45	87	39	37	76	25	32	57	16	31	47	16	26	42
不 動 産 業	24	7	31	10	9	19	20	9	29	25	17	42	17	19	36
運輸・通信業	309	42	351	238	32	270	226	41	267	223	46	269	181	36	217
電気・ガス・水道業	42	7	49	39	4	43	34	1	35	23	4	27	19	6	25
サービス業	1,091	1,439	2,530	835	913	1,748	375	276	651	253	215	468	204	139	343
情報通信業	—	—	—	—	—	—	7	2	9	5	2	7	5	1	6
飲食店・宿泊業	—	—	—	—	—	—	397	485	882	294	437	731	292	347	639
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	182	520	702	181	530	711	205	530	735
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	116	77	193	79	69	148	67	74	141
学術専門技術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	61	17	78	48	19	67
公 務	205	46	251	219	48	267	179	43	222	150	41	191	142	37	179
分類不能	3	2	5	2	1	3	8	6	14	12	9	21	46	36	82

イ 計画目標年次における行政区域内人口

計画目標年次における行政区域内人口は、現在までの人口の推移をもとに決定する。

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
行政区域内人口	9, 1 1 7	8, 9 0 4	8, 7 5 3	8, 5 9 0	8, 3 9 0

人口の増加は見込まず、減少で推移する。

観光人口は事業系ごみにプールされているので、特に考慮しないものとする。

② 計画処理人口・計画収集人口

町内全区域を計画処理区域とし、計画処理人口・計画収集人口は、目標年次（令和 1 3 年度）において 6, 3 9 0 人 とする。

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値は令和 1 3 年度（6, 393 人）となる見込み。

（２）ごみ量の予測

ごみ量の予測については、西いぶり広域連合の新中間処理施設整備基本計画策定時に予測した、当町におけるごみ量予測を使用する。

（３）ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測は、過去の実績値に基づく統計的予測（回帰予測）により推計を行うことを基本とする。

人口については、国立社会保障・人口問題研究所の予測人口を採用する。

家庭系ごみについては、１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を原単位とし、回帰予測を用いて将来の原単位を予測した。

事業系ごみについては、１日当たりの事業系排出量を原単位とし、回帰予測を用いて将来の原単位を予測した。

予測したごみ排出量は次頁の表のとおりとなる。

洞爺湖町ごみ量の見通し

種類/年度			単位	実績							予測											
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
西暦			年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2,025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
人口			人	9,630	9,416	9,251	9,117	8,904	8,753	8,590	8,390	8,173	7,990	7,808	7,625	7,443	7,267	7,090	6,914	6,737	6,561	6,393
排出量	家庭系ごみ		t/年	2,581.06	2,341.88	2,632.03	2,714.56	2,376.16	2,240.72	2,257.20	2,178.50	2,095.57	2,047.19	1,999.45	1,951.72	1,904.46	1,858.84	1,813.10	1,767.71	1,722.14	1,676.86	1,633.69
	可燃ごみ		t/年	1,671.40	1,432.79	1,870.72	2,056.05	1,465.30	1,405.80	1,410.17	1,366.93	1,292.27	1,262.43	1,232.99	1,203.56	1,174.42	1,146.29	1,118.07	1,090.09	1,061.98	1,034.06	1,007.44
	不燃ごみ		t/年	300.34	291.05	309.63	373.36	359.95	327.21	353.25	365.31	317.44	310.12	302.88	295.65	288.49	281.58	274.66	267.78	260.88	254.02	247.48
	粗大ごみ		t/年	10.84	7.70	7.38	8.23	4.82	0.70	0.36	0.00	4.25	4.15	4.06	3.96	3.86	3.77	3.68	3.59	3.49	3.40	3.31
	資源ごみ	缶	t/年	34.96	31.87	28.26	29.03	30.86	27.49	23.33	25.63	27.22	26.59	25.97	25.35	24.73	24.14	23.55	22.96	22.37	21.78	21.22
		びん	t/年	71.31	66.65	63.89	58.34	59.94	54.33	48.57	48.16	52.86	51.64	50.44	49.23	48.04	46.89	45.74	44.59	43.44	42.30	41.21
		ペットボトル	t/年	15.07	13.83	13.16	13.69	14.47	14.09	13.29	13.04	12.76	12.47	12.18	11.89	11.60	11.32	11.04	10.76	10.49	10.21	9.95
		生ごみ	t/年	473.19	487.98	328.26	167.40	433.42	402.31	399.42	352.29	382.24	373.41	364.70	356.00	347.38	339.06	330.71	322.43	314.12	305.86	297.99
		その他	t/年	3.95	10.01	10.73	8.46	7.41	8.79	8.81	7.14	6.53	6.38	6.23	6.08	5.94	5.79	5.65	5.51	5.37	5.23	5.09
	事業系ごみ		t/年	2,007.44	2,101.41	1,929.52	2,047.89	2,206.37	2,304.85	2,155.91	1,705.86	2,230.15	2,237.45	2,241.10	2,244.75	2,244.75	2,248.40	2,248.40	2,252.05	2,252.05	2,252.05	2,255.70
	可燃ごみ		t/年	1,389.24	1,414.51	1,499.09	1,544.30	1,530.73	1,635.60	1,558.08	1,250.99	1,547.24	1,552.30	1,554.82	1,557.36	1,557.36	1,559.89	1,559.89	1,562.42	1,562.42	1,562.42	1,564.95
	不燃ごみ		t/年	226.68	223.13	177.97	366.41	250.03	232.43	197.04	165.23	252.72	253.55	253.97	254.38	254.38	254.79	254.79	255.21	255.21	255.21	255.62
	粗大ごみ		t/年	4.71	1.75	0.72	5.58	3.13	2.73	2.81	1.41	3.16	3.17	3.18	3.18	3.18	3.19	3.19	3.19	3.19	3.19	3.20
	資源ごみ	生ごみ	t/年	386.81	462.02	251.74	131.60	422.48	434.09	397.98	288.23	427.03	428.43	429.13	429.83	429.83	430.53	430.53	431.23	431.23	431.23	431.93
	集団回収		t/年	526.62	597.14	571.31	512.80	474.35	449.36	371.39	311.94	448.13	435.12	422.42	409.93	397.72	386.04	374.49	363.17	351.98	340.97	330.53
	総ごみ量		t/年	5,115.12	5,040.43	5,132.86	5,275.25	5,056.88	4,994.94	4,785.50	4,198.30	4,773.85	4,719.76	4,662.97	4,606.40	4,546.93	4,493.28	4,435.99	4,382.93	4,326.17	4,269.88	4,219.92
	可燃ごみ		t/年	3,060.64	2,847.30	3,369.81	3,600.35	2,996.03	3,041.40	2,968.25	2,617.92	2,839.51	2,814.73	2,787.81	2,760.92	2,731.78	2,706.18	2,677.96	2,652.51	2,624.40	2,596.48	2,572.39
	不燃ごみ		t/年	527.02	514.18	487.60	739.77	609.98	559.64	550.29	530.54	570.16	563.67	556.85	550.03	542.87	536.37	529.45	522.99	516.09	509.23	503.10
	粗大ごみ		t/年	15.55	9.45	8.10	13.81	7.95	3.43	3.17	1.41	7.41	7.32	7.24	7.14	7.04	6.96	6.87	6.78	6.68	6.59	6.51
	資源ごみ	缶	t/年	34.96	31.87	28.26	29.03	30.86	27.49	23.33	25.63	27.22	26.59	25.97	25.35	24.73	24.14	23.55	22.96	22.37	21.78	21.22
		びん	t/年	71.31	66.65	63.89	58.34	59.94	54.33	48.57	48.16	52.86	51.64	50.44	49.23	48.04	46.89	45.74	44.59	43.44	42.30	41.21
		ペットボトル	t/年	15.07	13.83	13.16	13.69	14.47	14.09	13.29	13.04	12.76	12.47	12.18	11.89	11.60	11.32	11.04	10.76	10.49	10.21	9.95
		生ごみ	t/年	860.00	950.00	580.00	299.00	855.90	836.40	797.40	640.52	809.27	801.84	793.83	785.83	777.21	769.59	761.24	753.66	745.35	737.09	729.92
		その他	t/年	3.95	10.01	10.73	8.46	7.41	8.79	8.81	7.14	6.53	6.38	6.23	6.08	5.94	5.79	5.65	5.51	5.37	5.23	5.09
	集団回収		t/年	526.62	597.14	571.31	512.80	474.35	449.36	371.39	311.94	448.13	435.12	422.42	409.93	397.72	386.04	374.49	363.17	351.98	340.97	330.53

洞爺湖町ごみ量の見通し（抜粋）

種類/年度		単位	予測									
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
西暦		年	2022	2023	2024	2,025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
人口		人	7,990	7,808	7,625	7,443	7,267	7,090	6,914	6,737	6,561	6,393
排出量	家庭系ごみ		t/年	2,047.19	1,999.45	1,951.72	1,904.46	1,858.84	1,813.10	1,767.71	1,722.14	1,633.69
	事業系ごみ		t/年	2,237.45	2,241.10	2,244.75	2,244.75	2,248.40	2,248.40	2,252.05	2,252.05	2,255.70
	集団回収		t/年	435.12	422.42	409.93	397.72	386.04	374.49	363.17	351.98	330.53
	総ごみ量		t/年	4,719.76	4,662.97	4,606.40	4,546.93	4,493.28	4,435.99	4,382.93	4,326.17	4,219.92
	可燃ごみ		t/年	2,814.73	2,787.81	2,760.92	2,731.78	2,706.18	2,677.96	2,652.51	2,624.40	2,572.39
	不燃ごみ		t/年	563.67	556.85	550.03	542.87	536.37	529.45	522.99	516.09	509.23
	粗大ごみ		t/年	7.32	7.24	7.14	7.04	6.96	6.87	6.78	6.68	6.51
	資源ごみ	缶	t/年	26.59	25.97	25.35	24.73	24.14	23.55	22.96	22.37	21.78
		びん	t/年	51.64	50.44	49.23	48.04	46.89	45.74	44.59	43.44	42.30
		ペットボトル	t/年	12.47	12.18	11.89	11.60	11.32	11.04	10.76	10.49	9.95
		生ごみ	t/年	801.84	793.83	785.83	777.21	769.59	761.24	753.66	745.35	729.92
		その他	t/年	6.38	6.23	6.08	5.94	5.79	5.65	5.51	5.37	5.09
	集団回収		t/年	435.12	422.42	409.93	397.72	386.04	374.49	363.17	351.98	330.53
	総ごみ量から資源ごみ、集団回収を除いたごみ量		t/年	3,385.72	3,351.90	3,318.09	3,281.69	3,249.51	3,214.28	3,182.28	3,147.17	3,082.00
	1人1日当たりの排出量		kg/日	1.16	1.18	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.28	1.32

ごみ量予測に基づき令和４年度から計画目標年次である令和１３年度までのごみ量は次の表のとおりとする。

目標年次におけるごみ量・減量化量

(t/年)

	目標年次	現在量 (R2 実績)	現在からの減量
家庭系可燃ごみ	1, 0 0 7. 4 4	1, 3 6 6. 9 3	△ 3 5 9. 4 9
家庭系不燃ごみ	2 5 0. 7 9	3 6 5. 3 1	△ 1 1 4. 5 2
事業系可燃ごみ	1, 5 5 3. 8	1, 6 3 5. 6 0※	△ 8 1. 8
事業系不燃ごみ	2 2 3. 4	2 3 5. 1 6※	△ 1 1. 7 6
計	3, 0 3 5. 4 3	3, 6 0 3. 0 0	△ 5 6 7. 5 7

※事業系可燃ごみ・不燃ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響により実績量が少なかったためＨ３０実績を現在量としている。(事業系可燃・不燃ごみについては、排出抑制努力目標を５％とする。)

◎衣類等の再資源化（繊維リサイクル）

衣類やタオル類を再資源化するため、引き続き回収ボックスを設置し、繊維リサイクルの推進を図ることとする。実績については下記の表に示す。

(単位：k g)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
繊維リサイクル	3, 6 4 9	3, 4 6 5	4, 1 0 2	3, 2 2 2	2, 9 8 3

◎小型電子機器等の再資源化

小型電子機器に含まれる貴金属・レアメタル等の資源を再資源化するため、回収ボックスを設置し、小型電子機器等のリサイクルの推進を図ることとする。実績については下記の表に示す。

(単位：k g)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
小型家電等	4, 8 1 3	3, 9 4 1	4, 6 9 1	5, 5 9 0	4, 1 5 6

目標年次における資源化・減量化量をそれぞれ１０％ずつ増量させ、西いぶ
り広域連合の中間処理施設に搬入するごみ量を減少させることを目標とする。

目標年次における資源化・減量化量

(t／年)

	目標年次	現在量 (R2 実績)	現在からの増量
缶 類	28.6	26	2.6
び ん 類	52.8	48	4.8
ペットボトル	14.3	13	1.3
集 団 回 収	344.3	312	31.3
生 ご み	705.1	641	64.1
繊維リサイクル	3.3	3	0.3
小型電子機器等	4.4	4	0.4
計	1,152.8	1,047	105.8

第4章 一般廃棄物の処理主体（目標年次）

1. 一般廃棄物の総量

（単位：t）

	目標年次
家庭系可燃ごみ	1, 007. 44
家庭系不燃ごみ	250. 79
事業系可燃ごみ	1, 553. 8
事業系不燃ごみ	223. 4
資源ごみ※	95. 7
集団回収※	344. 3
生ごみ※	705. 1
繊維リサイクル※	3. 3
小型電子機器等※	4. 4
小 計（A）	4, 188. 23
上記総量のうち資源化する量 （※の計）（B）	1, 152. 8
合 計（A）－（B）	3, 035. 43

2. 一般廃棄物の処理区分

一般廃棄物は西いぶり広域連合中間処理施設で処理し、最終処分については西いぶり広域連合最終処分場に埋め立てる。

生ごみは、洞爺湖町リサイクルセンター花美館で堆肥化し、資源化する。

3. 処理主体

収集・運搬・輸送までを町が主体で行い、中間処理・最終処分については、西いぶり広域連合が主体で行うものとする。

生ごみの処理については、町が主体となる。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 排出抑制、再資源化計画

(1) ごみの排出抑制、再資源化に関する目標（基本方針）

近年のごみを取り巻く状況は、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会により資源の枯渇や大気汚染、海洋汚染など多くの環境問題を抱えている。これらは既に地球規模の問題であり、排出抑制はもとより、更なる分別の徹底や再資源化の推進など早急に取り組んでいかなければならない。

排出抑制は、町民、事業者が積極的に取り組むものであり、行政として再資源化ルートにのせるための施策が重要である。また、町民への啓蒙や協働による清掃活動、容器リサイクル法による分別収集も計画的・積極的に推進するものとし、自治会等団体による集団回収事業への助成や古紙回収業者への交付金などの施策を推進しながら更なる排出抑制、再資源化に取り組むものとする。

(2) 排出抑制の方法

① 町の取組み

- ・町民に対し、ごみの減量化、再利用や分別の徹底などの啓蒙施策を、町広報やパンフレット等を用い積極的に進め、低年齢から環境に対する意識を高めるため環境教室等の学習機会を設ける。
- ・小規模事業者においてもレジ袋を有料化、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向け、事業者に対し積極的に普及・啓発活動に努める。
- ・自治会等団体による集団回収事業への助成や古紙回収業者への交付金などの施策を推進しながら更なる排出抑制、再資源化に努める。
- ・廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでの過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努める。
- ・町も自ら事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、町民や事業者への情報提供を行う。

② 町民の取組み

- ・町のリサイクル施策に積極的に協力し、フリーマーケットの開催、リサイクルショップの利用など再生品の使用を積極的に行い、ごみの排出抑制と減量化に努める。
- ・自治会等団体による古新聞等の集団回収はごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから積極的に活用するよう努める。
- ・商品の購入にあたっては、マイバックを持参し、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いた商品等を選択することなどによって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に努める。
- ・家庭で使用するトイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するよう努める。
- ・必要な食品を必要な量だけ購入し、食べる分だけ調理して食べ残しをなくすとともに、調理残渣は生ごみとして適正に分別するなど、ごみの減量化に努める。



③ 事業者の取組み

- ・事業者は、自らごみの発生を抑制し、過剰包装の抑制や再生品の販売に心がけ、ごみの排出抑制と減量化に努める。
- ・事業所で使用するトイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するよう努める。
- ・食品小売業においては、売れ残りを減らす工夫や、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するよう努める。
- ・外食産業やホテル産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しが多かった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取組むとともに、自らの取組みを適切に情報提供すること等により、消費者の理解促進に努める。



(3) 再資源化の方法

容器包装リサイクル法による対象物については、洞爺湖町分別収集計画に基づき町が収集を行い、西いぶり広域連合のリサイクル施設において中間処理を行う。

また、有価物などは集団回収を推進し、この資源については、直接資源回収業者ルートにより資源化する。

繊維リサイクル及び小型電子機器の回収については、今後も積極的に施策を推進し、総ごみ量の減量化に努める。

(4) 関連施設整備

洞爺湖町リサイクルセンター花美館の適正な維持・管理に努める。

2. 収集運搬計画

(1) 収集運搬計画に関する目標

収集運搬については、委託により実施していく。

迅速なごみの排出と収集運搬は、衛生面、環境面に大きな影響を与えることから、より合理的な経路や収集方法があれば随時検討する。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、町内全区域とする。

(3) 収集運搬の方法及び量、回数等

ごみの排出方法は、従来のごみステーション方式を原則として、これを継続していく。

収集時間は、8時開始であり、当日の朝8時までにごみを排出するよう徹底していく。

収集回数については、観光地としての特性から、温泉地区において一部毎日収集を行うものもあるが、下記のとおり区域毎に収集する。

◎ 収集計画

虻田地区

可燃ごみ

月曜・木曜	本町1～4区、泉地区、入江地区の一部
火曜・金曜	本町5、6区、清水、青葉町、泉の一部（泉公園線沿線） かっこう台、入江4区の一部
水曜・土曜	6区の一部、7区、8区、入江1区、入江3区、入江4区

不燃ごみ

毎月 10日・25日

資源ごみ及び危険ごみ

毎月 第1・3週の水曜	本町1～8区、清水、青葉、かっこう台、入江4区、泉の一部
毎月 第2・週の水曜	入江1区、入江3区

温泉地区・月浦・花和地区

可燃ごみ

毎日	道道洞爺湖登別線（北海ホテル前）～町道洞爺湖温泉 大通り線（ホテル華美）、道道洞爺湖登別線、四十三 山通りまで
月曜・木曜	温泉１区、温泉２区、温泉３区（柳川通りより東側）
火曜・金曜	温泉５区、温泉８区、月浦、花和（火曜のみ）
水曜・土曜	温泉３区（柳川通りより西側）、温泉４区

不燃ごみ

毎月 １日・１５日

資源ごみ及び危険ごみ

毎月 第２・４週の水曜

洞爺地区

可燃ごみ

月曜・金曜	旭浦、岩屋、大原、香川、川東、財田、洞爺町、富丘、 成香、早月、伏見（洞爺全地区）
-------	--

不燃ごみ

毎月 第１週の木曜

粗大ごみ

毎月 第３週の木曜

資源ごみ及び危険ごみ

毎月 第２・４週の木曜

◎計画目標年次における収集ごみ量は、

広域連合処理施設への収集ごみ搬入量	:	3, 035. 4 t
広域連合処理施設への資源ごみ搬入量	:	95. 7 t
洞爺湖町サウナセンター花美館への生ごみ搬入量	:	705. 1 t
集団回収による資源ごみ量	:	344. 3 t

1. 運送方法

収集車がそれぞれ室蘭市まで一日1往復するが、排出状況の変化等や運送業務に不具合が発生した場合は随時検討する。

2. 中間処理計画

一般廃棄物の総量から資源化・減量化分を差し引いた量を、西いぶり広域連合中間処理施設において中間処理を行う。

中間処理量は、

$$\begin{array}{rcccl} 4,188.9 \text{ t/年} & - & 1,152.8 \text{ t/年} & = & 3,035.4 \text{ t/年} \\ \text{(全体のごみ量)} & & \text{(資源化ごみ量)} & & \end{array}$$

3. 最終処分計画

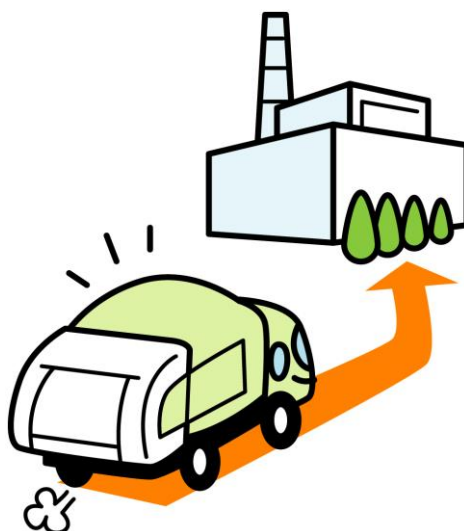
最終処分場については、西いぶり広域連合最終処分場に減容化された集塵灰等、直接搬入分を埋め立てる。

埋め立て量は、

$$117.84 \text{ t/年}$$

(ごみ量予測による埋め立て量)

※R2実績 142.68 t/年



第6章 基本計画達成のための施策

1. 現在、町に廃棄物減量等推進審議会が設置されており、廃棄物に係る諸問題の解決に向けて今後も積極的に活用していく。
2. 西いぶり広域連合、関係市町との連携を密にし、適正な廃棄物処理を推進する。また、洞爺湖町リサイクルセンター花美館の適正な管理及び運営を行う。
3. 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画との連携を図りながら、分別収集、リサイクル、再資源化を推進し、循環型社会の構築に向けた3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の促進を図る。
4. 廃棄物処理に係る業務に不具合が発生した場合は、速やかに改善を図り、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。
5. 北海道洞爺湖サミットの開催地として美しい町づくりを推進するとともに、洞爺湖町まちづくり総合計画及び環境基本計画との連携を図りながら、低年齢層から環境問題に関心を高めてもらうため環境教室等を積極的に実施する。
6. 不適正排出については、ごみの分別やごみの収集日などの排出ルールが完全に浸透していないことから、適正処理に向けた啓発を推進していく。
7. 不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄防止に向けた活動や指導をさらに推進していく。



第7章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進・点検体制

計画に掲げた施策を達成するために、「洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会」において、実施状況などの報告や見直しについて協議し、進行管理を行います。

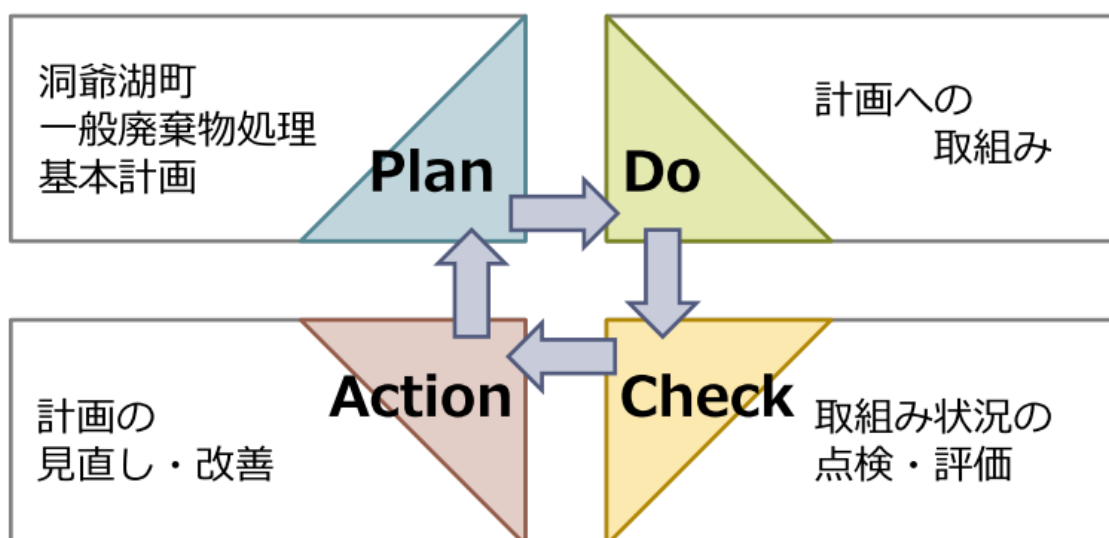
①洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等に関し見識のある者をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

②事務局

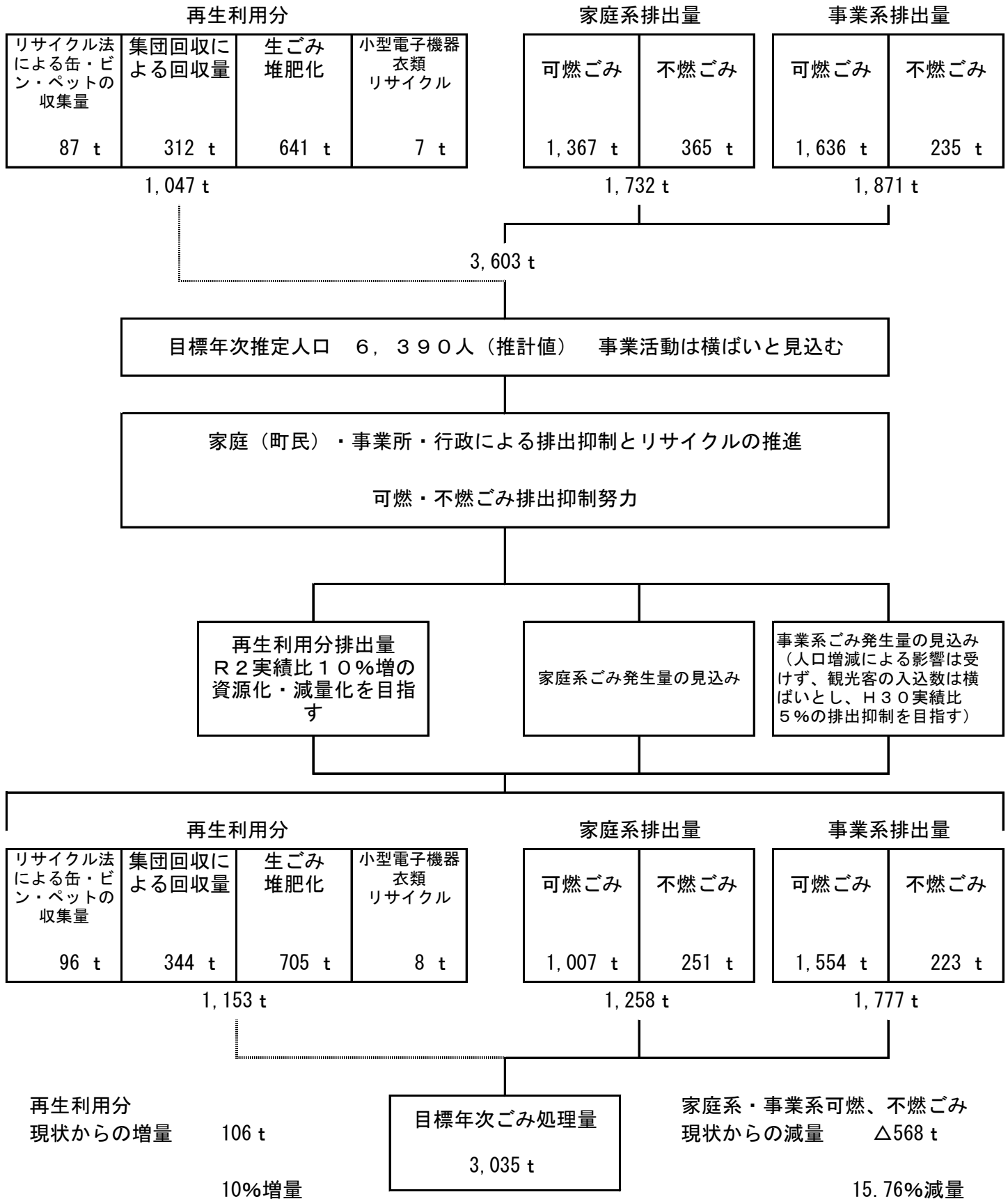
事務局を廃棄物対策所管課に置き、計画の推進に関する庶務を行う。

策定した計画[Plan]を実行し[Do]し、点検・評価[Check]を行ったうえで、見直しや改善[Action]を行い、計画を推進します。



ごみ発生量及び処理量の予測フロー図（令和４年度改訂）

（年間量）Ｒ２実績 ※事業系可燃・不燃ごみはＨ３０実績



洞爺湖町
一般廃棄物処理基本計画
第2編 生活排水処理基本計画



令和4年度

北海道洞爺湖町

目 次

第1章	基本方針	P. 1
第2章	生活排水の排出状況	P. 2
第3章	生活排水処理施設の整備状況	P. 6
第4章	生活排水処理の課題	P. 7
第5章	目標年次	P. 8
第6章	生活排水処理計画の検討	P. 8
第7章	計画の前提条件となる将来予測	P. 14
第8章	生活排水の処理計画	P. 17
第9章	し尿処理・汚泥の処理計画	P. 19

第1章 基本方針

(1) はじめに

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は、洞爺湖町（以下「本町」という。）が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画処理区域内の一般廃棄物系生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、処理過程で発生する汚泥の処理方法等の基本方針を定めるもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき策定するものである。

生活排水は、「し尿」と家庭などの台所、洗濯及び入浴等から排出される「生活雑排水」に区分される。

本町の生活排水のうち、し尿は、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿処理施設、公共下水道によって処理が行われ、また、生活雑排水の処理は、合併処理浄化槽と公共下水道及び道路排水施設等で行われており、各事業が連携して公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めている。

他方、本町の財政状況は地方交付税への依存が高く、自主財源が乏しい状況にあり、今後もますます地方交付税は抑制され、財政運営は一層厳しくなることが予想されており、行財政基盤の強化が課題となっている。

本計画は、平行する下水道事業等の生活排水処理対策と整合性を図り、かつ長期的・総合的な視点での生活排水処理のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的とし、計画の基本方針を以下のとおりとする。

(2) 基本方針

1) 生活排水処理に係る理念・目標

生活雑排水の未処理放流は、水質汚濁の大きな要因である。本町は洞爺湖という貴重な観光資源を有しており、この洞爺湖を含めた水環境を適正に保全していくことは非常に重要な課題と言える。

本計画は、恵まれた自然環境を保持するために、水質汚濁の未然防止に努め、より良い水環境を保全し、豊かな環境資源を守ることを目標とします。

2) 生活排水処理の基本方針

本町の生活排水処理の理念・目標を達成するため、次のとおり基本方針を設定する。

- ①公共下水道については、今後も整備を進めるとともに、整備済区域内の水洗化率の向上に努める。
- ②公共下水道予定処理区域外では、合併処理浄化槽の設置整備を洞爺湖町し尿浄化槽指導指針に基づき推進する。また、生活排水処理の重要性について町民への周知・啓発活動を行うとともに、設置者へ補助制度を継続し、生活排水処理施設の整備推進を進める。

第2章 生活排水の排出状況

(1) 生活排水処理形態別人口の状況

本町における生活排水処理形態別人口の状況は、図1-1に示すとおりである。今後は更に合併処理浄化槽、公共下水道整備促進によって生活排水処理率の向上が期待される。

図1-1 生活排水の処理形態別人口（令和2年度末現在）

計画処理区域内人口 8,390人						
下水道水洗化人口 6,360人	合併処理浄化槽水洗化人口 801人	単独処理浄化槽水洗化人口 27人	汲み取り人口 1,202人			
	し尿・生活雑排水	し尿・生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水
公共下水道	合併処理浄化槽 (※浄化槽汚泥は伊達 終末処理場へ)	単独処理浄化槽 (※浄化槽汚 泥は伊達終末 処理場へ)	伊達終末処理場			
	処理水	処理水	処理水	未処理	処理水	未処理
噴火湾、洞爺湖、河川等の公共用水域						

(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本町における生活排水の処理形態別人口の推移は、表 1－1 に示すとおりである。

表 1－1 生活排水の処理形態別人口の推移 (単位：人)

項目 \ 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1. 計画処理区域内人口	9,251	9,117	8,904	8,753	8,590	8,390
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	7,644	7,567	7,453	7,288	7,288	7,161
(1) コミュニティプラント	—	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	704	711	738	760	783	801
(3) 下水道	6,940	6,856	6,715	6,605	6,505	6,360
(4) 農業集落排水施設	—	—	—	—	—	—
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	27	27	27	27	27	27
4. 非水洗化人口 (汲み取り人口)	1,580	1,523	1,424	1,361	1,275	1,202
5. 自家処理人口	—	—	—	—	—	—
6. 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—	—

非水洗化人口=行政人口－下水道水洗化人口－浄化槽人口 (合併・単独)

(3) し尿・汚泥の排出状況

①収集・運搬

本町のし尿・汚泥の収集・運搬は、民間業者に全面委託している。

②中間処理

本町のし尿・汚泥の中間処理は、伊達終末処理場にて処理を行っている。

③し尿・汚泥の排出状況

本町におけるし尿量及び浄化槽汚泥量を平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間についてまとめると、表 1－2、1－3、図 1－2、1－3 のとおりである。

表 1－2 し尿・汚泥の排出状況

(単位：ℓ)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
洞爺湖町し尿量 (ℓ)	951,500	923,300	884,600	754,400	716,900
伊達終末処理場 し尿 (ℓ)	5,320,950	5,112,500	5,115,400	4,661,700	4,442,150
処理割合	18%	18%	17%	16%	16%

図 1－2 し尿の排出状況

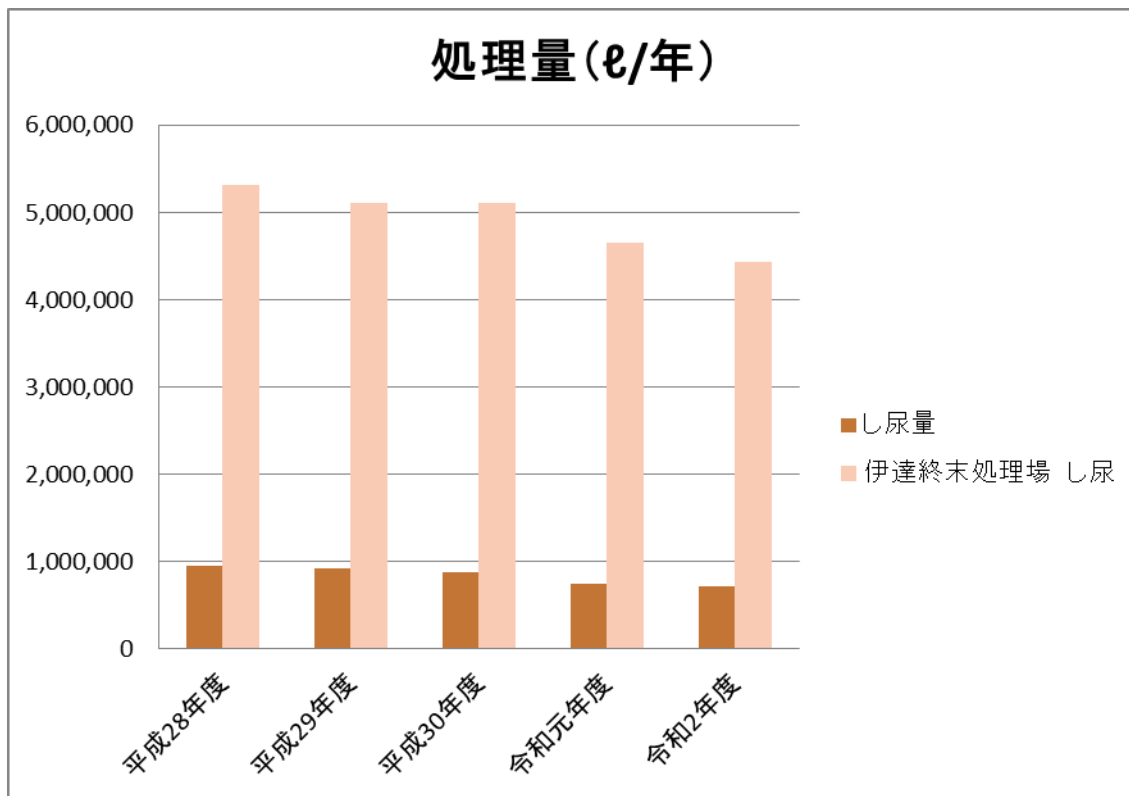
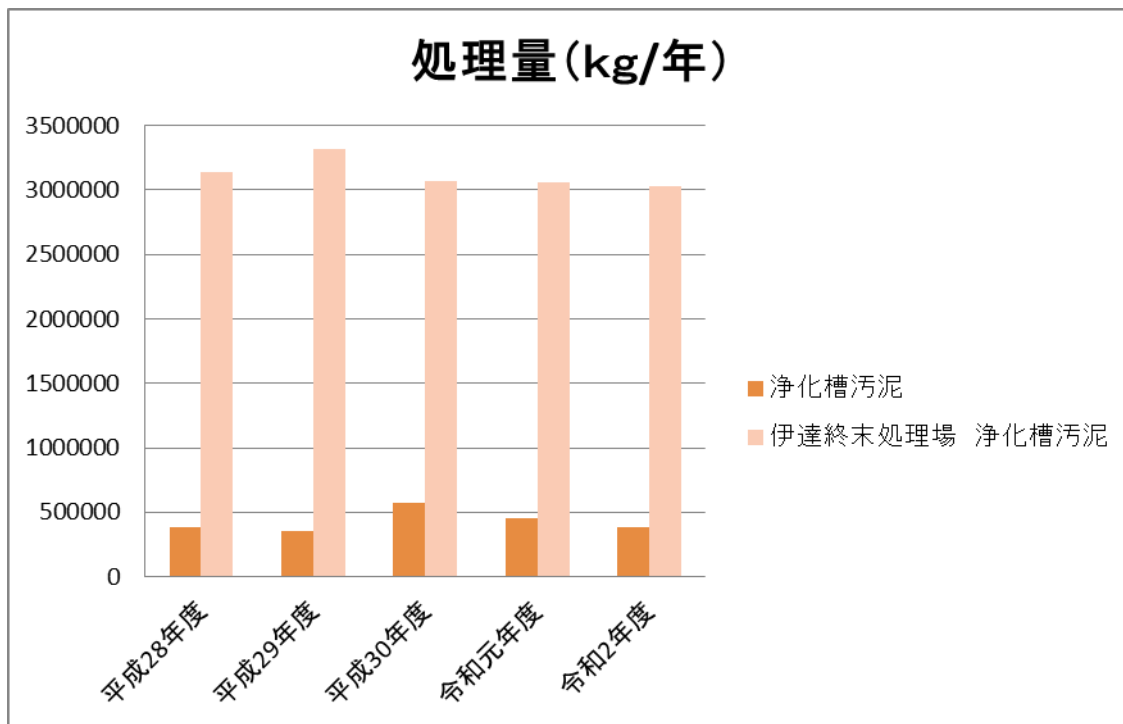


表 1－3 浄化槽汚泥の排出状況

(単位：kg)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
洞爺湖町浄化槽 汚泥(kg)	387,260	354,030	569,180	456,510	380,980
伊達終末処理場 浄化槽汚泥(kg)	3,140,600	3,317,460	3,069,460	3,062,070	3,025,320
処理割合	12%	11%	19%	15%	13%

図 1－3 浄化槽汚泥の排出状況



第3章 生活排水処理施設の整備状況

(1) 生活排水処理施設の概要

①公共下水道

本町では、公共下水道を昭和62年10月から供用開始した。施設の概要は表1-4に示すとおりである。

表1-4 公共下水道の概要

本町地区	
計 画 項 目	計 画 概 要
供用開始	昭和62年10月1日
排除方式	分流式
計画区域面積	600.4ha
計画処理人口	6,600人
計画汚水量(日最大)	5,469 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法
洞爺地区	
計 画 項 目	計 画 概 要
供用開始	平成7年3月30日
排除方式	分流式
計画区域面積	79.0ha
計画処理人口	720人
計画汚水量(日最大)	327 m ³ /日
処理方式	オキシデーションディッチ法

(2) し尿処理施設の概要

①管理運営：伊達市

②名称：伊達終末処理場

③所在地：北海道伊達市長和町48番地2

④処理方法：標準活性汚泥法

⑤処理能力：13,500 m³/日

⑥稼動開始：昭和60年10月1日（し尿MICS事業供用開始：平成21年4月1日）

⑦計画放流水質：ph 5.8~8.6 BOD 15 mg/ℓ SS 40 mg/ℓ
大腸菌群数 3,000 個/cm³

第4章 生活排水処理の課題

本町における生活排水処理施設の整備状況を踏まえ、課題を整理すると次のとおりである。

(1) 生活雑排水処理の課題

1) 生活雑排水の未処理放流について

本町での生活排水適正処理率は約 85.4%であり、残りの約 14.6%の家庭では生活雑排水が未処理のまま河川等に流出しており、公共用水域の汚濁の一因となっている。

※生活排水適正処理率とは、し尿と生活雑排水のどちらも適正な処理がなされている人口の割合で、下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の人口を行政人口で割り戻した値

2) 啓発事業による生活雑排水の汚濁負荷量削減について

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房や浴場の温泉水、風呂場、洗濯場等から排出される汚水であり、前述のとおり、公共用水域の汚濁の一因となっている。生活雑排水対策の基本は、下水道や合併処理浄化槽のような合併処理が可能な施設整備にあるが、これら施設の整備には多額の費用と年月を要するため、速やかな効果を期待するには排出源での改善が最も効果的である。

また、合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理設備への過剰な負荷は、良好な処理の継続を困難とし、処理水質の悪化から公共用水域の汚染へとつながる。

したがって、排出源での排出量削減を行うことによって水環境の保全を図ることも重要である。

排出源での排出量削減とは、例えば台所における調理くずや食物残渣の回収、食器等の汚れをまず拭き取ってから水洗いをすることや、廃油の回収等が挙げられる。これらの排出源対策については、積極的に普及啓発に努めることで効果が上がる可能性が大きい。

3) 啓発事業の実施について

啓発事業の実施例としては、次のような内容が挙げられる。

- ①啓発・宣伝活動、パンフレット、広報紙等の作成及び配布
- ②水質浄化のための強化月間、週間の運動展開
- ③水辺教室、環境教室、講演会等の催し物の展開

(2) 小型合併処理浄化槽の普及・整備促進

合併処理浄化槽の処理性能については、BOD除去率90%以上、処理水のBOD 20mg/l以下と下水道終末処理場の処理水並みである。また、設備費用が安価で、

設置に要する期間が極めて短く、投資的効果も早いという利点も持っているため、下水道事業による集合処理区域以外においては有効な手段と考えられることから今後も設置助成制度を継続し普及・整備促進を図っていくものとする。

第5章 目標年次

目標年次は、一般廃棄物処理基本計画の第2編とすることから令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までとして策定する。

計画目標年次 令和13年度（2031年度）

（必要に応じ見直し）

第6章 生活排水処理計画の検討

（1）生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表2-1のとおりである。

表2-1 生活排水の処理主体

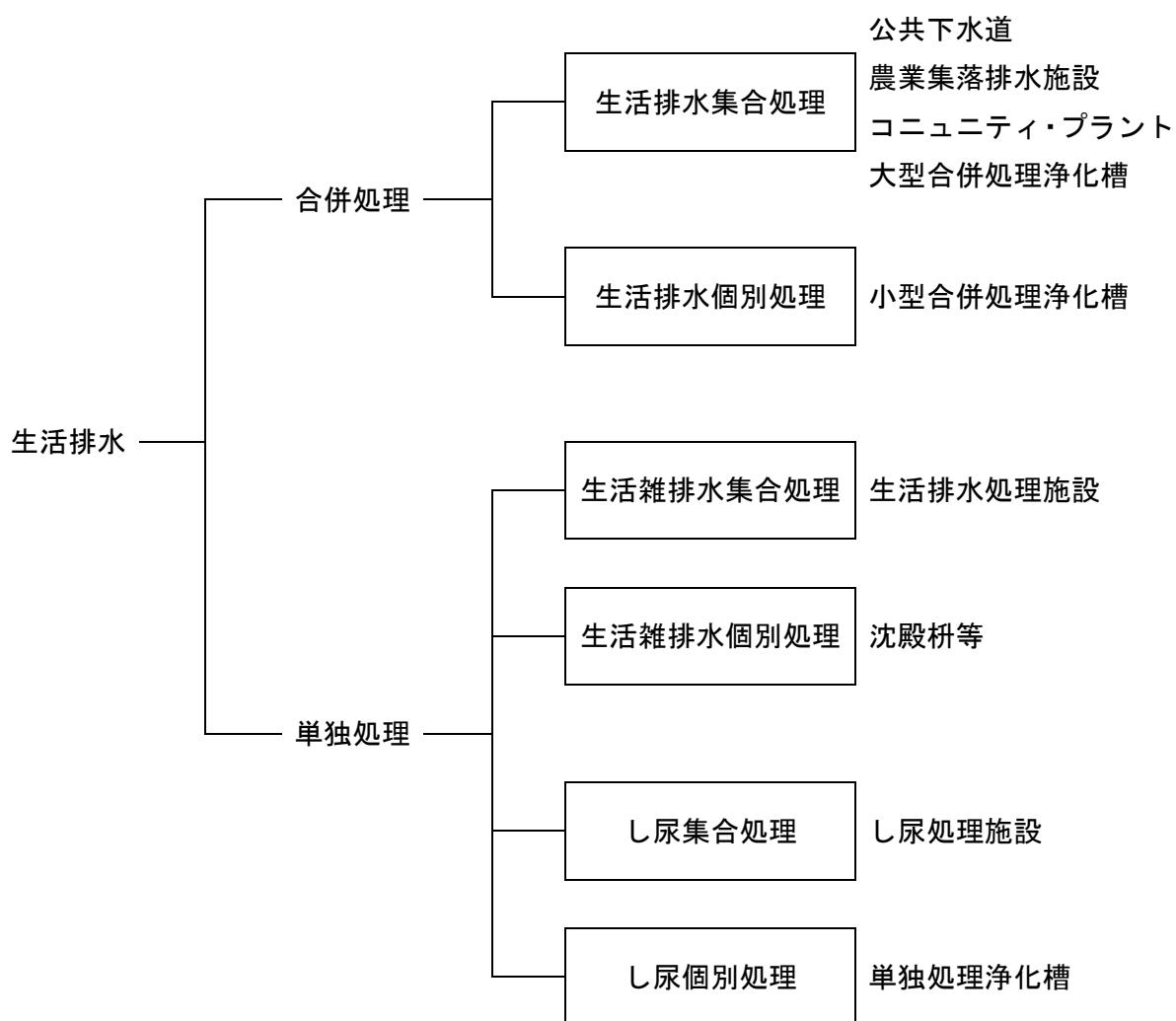
処理施設の種類	対象生活排水の種類	処 理 主 体
単独処理浄化槽	し尿	個人等
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
し尿処理施設	し尿、生活雑排水	伊達終末処理場

（2）経済的要因の検討

生活排水の処理は、し尿及び生活雑排水に対して行う必要があり、処理システムからみると、各戸の汚水を集合させて処理する集合処理と各戸別に処理する個別処理がある。

また、処理形態からみると、し尿と生活雑排水を別々に単独処理する方法と併せて合併処理する方法があり、図2-1に示すような分類ができる。

図 2 - 1 処理方式の分類



1) 生活排水の集合合併処理

現行制度としては、公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設等がある。

本システムは、処理施設とともに管路設備も必要となり、建設費が他のシステムに比べると割高になるため、システム導入に適した集落形態として集居または密居集落であることが望ましく、集落規模も処理施設のスケールメリットが得られる規模であることが望ましい。

また、汚泥の処理・処分方法としては、小規模な施設では施設内処理・処分を導入することはコスト面の高騰及び維持管理面のリスクが大きくなるため、汚泥を濃縮後搬出し、下水道終末処理場あるいはし尿処理施設で処理する方法が多くみられる。

本町では集合合併処理に適した密居集落の本町地区の大部分及び洞爺湖温泉地区並びに洞爺地区の一部を対象に、公共下水道の整備を推進している。

2) 生活排水の個別合併処理

小型合併処理浄化槽のように各家庭単位に設置し、し尿と生活雑排水を併せて処理する方式である。これは、下水道やコミュニティプラントのように設置者が自治体ではなく民間であるために、従来は設置に係る住民負担が大きい難点があった。

しかし、近年小型合併処理浄化槽の技術的進歩に伴い、民間負担を軽減し、広く普及を推進するため、昭和62年度から国庫補助事業として合併処理浄化槽整備事業が創設され、本町では平成26年度から合併処理浄化槽設置整備事業を活用し、今後も下水道の集合処理区域外は合併処理浄化槽の設置整備を継続して推進するものとする。

なお、新たに開発される住宅や集合団地等については、ある程度まとまった規模での合併処理浄化槽で計画することが経費的に有利である。

生活排水処理施設の整備にあたっては、経済性・便益性を検討して、できるだけ安価なシステムを採用することが重要であり、処理に要する経費は建設費と維持管理費の両面から検討する必要がある。

(3) 社会的要因の検討

生活排水処理システムは、地域の社会性（合意形成、住民参加等）に基づくものでなければならない。したがって、その導入にあたっては、処理施設の必要性についての共通認識が自治体、地域住民あるいは集落単位での共同体組織等の関係者間で形成され、その費用分担面で合意できることが条件となる。

この関係者間での合意事項を各種事業ごとにみると以下のような特徴があり、このことが各処理システムの導入に大きく影響している。

- ①公共下水道とコミュニティプラントあるいは他の合併処理浄化槽の間には、整備後の接続義務の有無が導入形態に影響しており、法制度上、接続義務が規定されている公共下水道に対して、コミュニティプラントやその他の施設では接続義務がないため、導入に際して住民の費用負担や、接続、維持管理への協力など事前の合意形成が前提となる。
- ②公共下水道においては、整備後、すみやかに接続が行われるように接続や費用負担面での住民の理解と合意形成が重要となる。
- ③生活排水処理対策は地域ぐるみの対応が必要であり、計画的な合併処理浄化槽整備について地域住民の理解と合意形成が不可欠となっている。
- ④個別処理方式（小型合併処理浄化槽）も多くの方式が整ってきており、長期的にみた集合化計画と住民ニーズとの整合を図る方向で当該地域に適したシステムとして住民合意も形成していくことが重要である。

実際に、施設の選定を行うにあたっては、社会的要因への配慮が重要であり、特に住民の合意形成の問題が大きな比重を占めるものと思われる。

仮に、個別処理よりも集合処理の方が経済的である地域についても地域のすべての合

意が容易に得られない場合があり、このような地域において住民の水洗化の要望が強く、生活雑排水対策の必要性が高い場合などは、順次個別に合併処理浄化槽の整備を推進することが効果的である。

なお、住民の合意形成が比較的容易な集居集落、農業集落の場合には、コミュニティプラントや農業集落排水施設が有利であると考えられる。

(4) 投資的効果の迅速性

生活排水処理施設の特徴及びその概要は、表 2-2 及び表 2-3 に示すとおりである。この中で、施設建設に要する期間を考慮し、水質浄化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がどの時点で期待できるのか検討する。

合併処理浄化槽は、建築物の新築や改築に併せて、あるいはこれらの工事と別に設置され建築物の使用開始と同時にその機能が発揮されること、合併処理浄化槽の設置に要する期間は 3～5 日であることから、投資効果が極めて早い施設である。コミュニティプラントや農業集落排水施設も通常 1～3 年で供用開始となるので、投資効果が比較的早い施設といえる。

これに対し、公共下水道は逐次認可変更を行いながら整備区域を拡大しているが、事業着手から全体計画終了まで 20 年程度を費やすことになる。

また、し尿処理施設は生活雑排水処理の対応が見込めないが、施設建設には 2～3 年を要する。

表 2 - 2 生活雑排水処理施設の特徴

施 設 名	事業の進め方の特徴	普及している地域、または普及しやすいと考えられる地域
合併浄化槽	・新規に開発される団地、新築建物等に設置する場合。 ・既存住宅、建物の汲取り便所単独処理浄化槽を布設替える場合。 ・各戸別の生活排水を処理。 ・各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者が事情に合わせて選択できる。	・新規に団地等が開発される地域。 ・増改築が行われる建物等。 ・地域あるいは集落毎に、もしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域。 ・住民参加による生活排水処理の推進が求められる地域。
コミュニティ・プラント	・新規に開発される団地や住居地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う場合。	・新規に団地等が開発される地域。 ・地域あるいは集落毎に、もしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域。
農業集落排水施設	・農業振興地域の集落の面整備を行う場合。	・農業振興地域に集落が発達している場合。
流域下水道	・河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。	・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域。 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域。
公共下水道	・都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区に面整備を進める。	・既成都市の中心部。 ・都市の宅地等の開発が進められている地域。 ・流域下水道の幹線に敷設されている都市。
特定環境保全公共下水道	・自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域。

表 2－3 主な生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる 排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	市町村 個人等	－	－
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区等	－	農業振興地域内の 農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	市町村 個人等	－	－
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水 等	市町村	10,000 人以上	主として市街地
	流域下水道		都道府県	(第 1 種) 15 万人以 上 当分の間 10 万 人以上 (第 2 種) 3 万人以上 15 万人未満	2 以上の市町村区
	特定環境保全公共 下水道		市町村	1,000 人～10,000 人	主として自然公園 区域内、農山漁村
コミュニティプラント		し尿 生活排水	市町村	101 人～3 万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設		生活雑排水	市町村	101 人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村 事務組合等	－	－

第7章 計画の前提条件となる将来予測

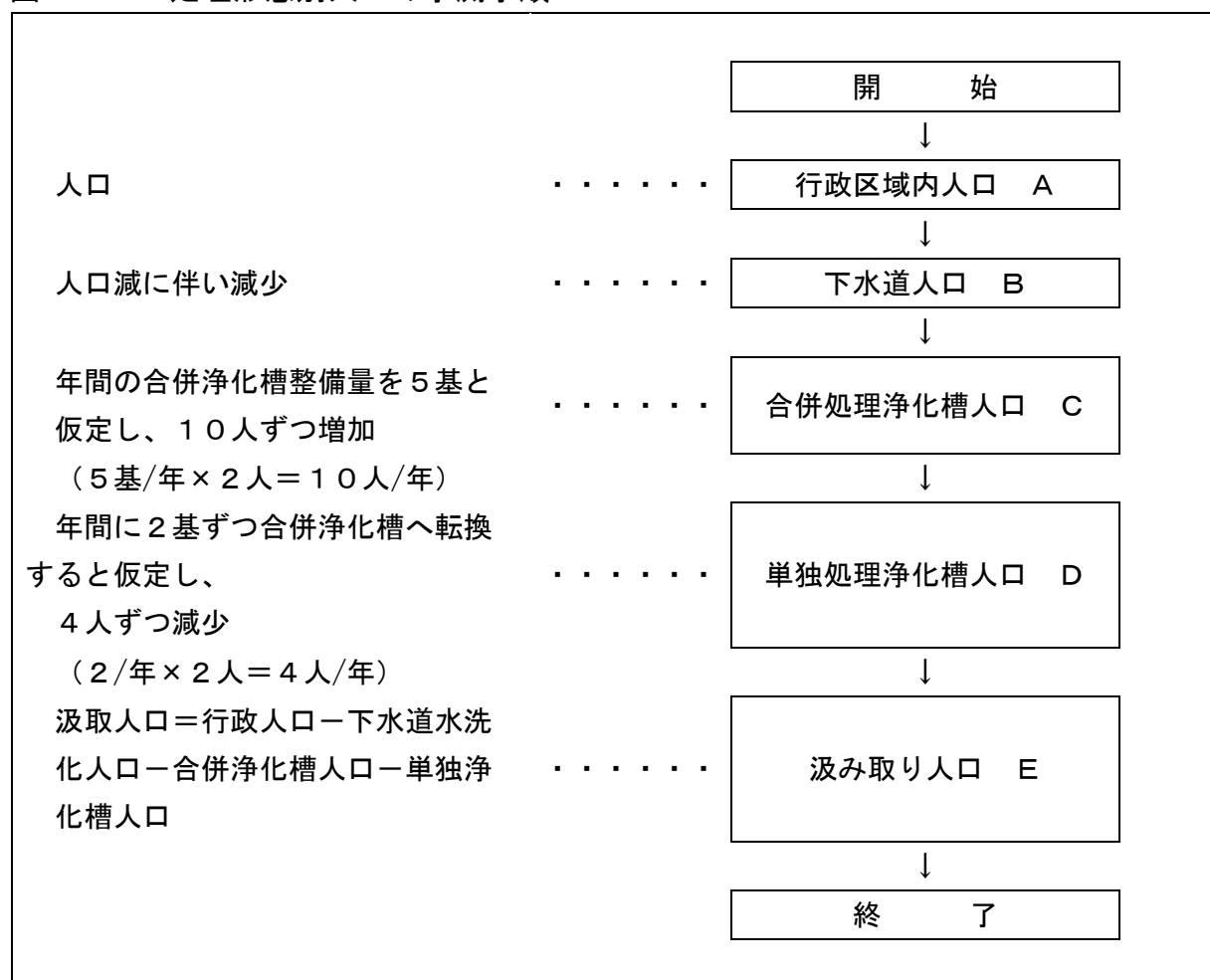
(1) 計画処理区域人口の将来予測

本町の行政人口は減少傾向を示していることから、計画処理区域の将来人口は、現実的な想定として、計画目標年次の令和13年度は6,393人と仮定する。

(2) 処理形態別人口の将来予測

処理形態別人口の将来予測は、図2-2に示す予測手順によって行う。

図2-2 処理形態別人口の予測手順



①下水道人口

目標年次（令和13年度）において、5,665人とする。

②合併処理浄化槽人口

年間の合計浄化槽整備件数を5基/年と仮定し、これに平均世帯人員（R2実績/1.74人/戸）を乗じて、約10人/年ずつ増加するものとするが、総人口の減少に伴う合併処理浄化槽人口は減少するものとする。

③単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽は生活排水対策上、新たな設置は認めない。今後、積極的に下水道や合併処理浄化槽へ転換を図り、単独処理浄化槽は段階的、計画的に廃止を行う必要がある。

よって、単独処理浄化槽は、年間に2基ずつ合併浄化槽へ転換していくものと仮定し、これに平均世帯人員（R2実績/1.74人/戸）を乗じて、約3人/年ずつ減少するものとする。

④汲み取り人口

今後、新たな汲み取り便槽の設置は見込まず、当該人口は将来の公共下水道、合併処理浄化槽整備事業などの進展によって大きく減少が見込まれる。

汲み取り人口は行政人口から以上の各水洗化人口を差し引いて算定する。

⑤処理形態別人口の予測結果

予測した結果は、表2-4に示すとおりである。

表 2 - 4 処理形態別人口の予測結果

	実 績				予 測										
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1. 計画処理区域内人口(人)	8,904	8,753	8,590	8,390	8,173	7,990	7,808	7,625	7,443	7,267	7,090	6,914	6,737	6,561	6,393
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	7,453	7,365	7,288	7,161	7,037	6,947	6,858	6,768	6,679	6,596	6,512	6,429	6,344	6,259	6,181
(1)コミュニティプラント人口(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽人口(人)	738	760	783	801	738	675	612	546	543	540	537	534	527	522	516
(3)下水道人口(人)	6,715	6,605	6,505	6,360	6,299	6,272	6,246	6,222	6,136	6,056	5,975	5,895	5,817	5,737	5,665
(4)農業集落排水施設人口(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(人)(単独処理浄化槽)	27	27	27	27	24	21	18	15	12	9	6	3	1	0	0
4. 非水洗化人口(人)	1,424	1,361	1,275	1,202	1,112	1,022	932	842	752	662	572	482	392	302	212
(1)汲み取り人口(人)	1,424	1,361	1,275	1,202	1,112	1,022	932	842	752	662	572	482	392	302	212
(2)自家処理人口(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 計画処理区域外人口(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第8章 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

生活排水処理施設整備の基本方針に沿って、できるだけ多くの生活排水を合併処理化することを目的とし、地域の実情に対応した処理施設の整備を推進する。

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

現在及び目標年度における生活排水処理形態別の人口内訳は、表2-5のとおりである。

表2-5 現在及び目標年度における生活排水処理形態別人口

ア. 生活排水の処理の目標

	令和2年度	目標年度 令和13年度
生活排水処理率	85.4%	96.7%

イ. 人口の内訳

	令和2年度	目標年度 令和13年度
1. 行政区域内人口	8,390	6,393
2. 計画処理区域内人口	8,390	6,393
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	7,161	6,181

ウ. 生活排水処理形態別内訳

	令和２年度	目標年度 令和１３年度
１．計画処理区域内人口	８，３９０	６，３９３
２．水洗化・生活雑排水処理人口	７，１６１	６，１８１
(１) コミュニティプラント	—	—
(２) 合併処理浄化槽	８０１	５１６
(３) 下水道	６，３６０	５，６６５
(４) 農業集落排水施設	—	—
３．水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	２７	０
４．非水洗化人口	１，２０２	２１２
５．計画処理区域外人口（人）	—	—

(３) 施設及びその整備計画の概要

施設及びその整備計画は表２－６のとおりである。

表２－６ 施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
公共下水道	洞爺湖町	５，６６５	令和１３年度
合併処理浄化槽	下水道区域外	５１６	〃
し尿処理	計画収集区域	２１２	〃

(1) 再資源化計画

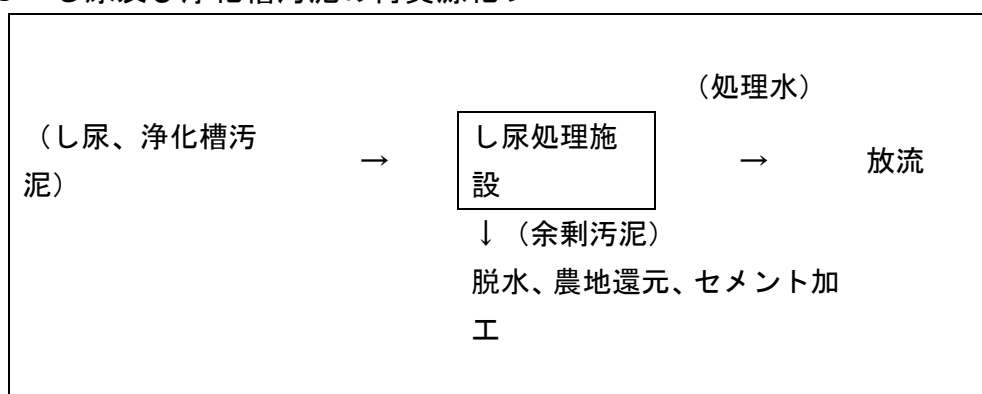
1) 再資源化に関する目標

し尿処理施設から発生する汚泥は、肥料・土壌改良材等の有効利用を図る。

2) 再資源化の方法

現在、図2-3に示すように、し尿処理施設から発生する余剰汚泥は、脱水処理後、農地還元及び汚泥セメント加工を行っている。

図2-3 し尿及び浄化槽汚泥の再資源化フロー



(2) 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図るものとする。

2) 収集区域の範囲

本町の全域を収集対象区域とする。

3) 収集・運搬の方法及び量

①収集・運搬の実施体制

収集・運搬については現行どおり許可業者が行い、伊達終末処理場へ搬入する。

②収集・運搬材料

バキューム車による収集・運搬方式とする。

③収集方法

申込み制とする。

④搬入時間帯

し尿の処理施設への搬入時間帯は、月曜から金曜日8:30～17:30、土・日曜日及び祝祭日の搬入は行わない。

⑤収集・運搬対象物

収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とする。

(3) 中間処理計画

1) 中間処理計画の目標

処理量の変動、浄化槽汚泥の増加等による量的・質的変動に十分対応したし尿処理を適正に実施するものとする。

2) 中間処理の方法及び量

①中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とする。

②処理方法

収集し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設において計画水質以下まで処理を行う。

③中間処理人口

収集されるし尿及び浄化槽汚泥処理人口とする。表 2-5 の生活排水処理形態別内訳に基づいた、現在及び目標年度でのし尿・汚泥処理人口見込みは、表 2-7 のとおりである。

表 2-7 し尿・汚泥の中間処理人口（表 1-1、2-4 と整合）

	令和 2 年度	目標年度 令和 1 3 年度
汲取りし尿	1, 2 0 2	2 1 2
単独処理浄化槽	2 7	0
合併処理浄化槽	8 0 1	5 1 6
合 計	2, 0 3 0	7 2 8

④中間処理施設

中間処理設備は、伊達終末処理場とする。

(4) 最終処分場計画

1) 最終処分に関する目標

伊達終末処理場へ搬入したし尿及び浄化槽汚泥は「標準活性汚泥法」を採用し、最終的に無害化・安定化させる。

2) 最終処分方法

「標準活性汚泥法」により処理水は河川へ放流、余剰汚泥は農地還元及び汚泥セメント加工を行う。

(5) その他

1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽の保守点検、清掃の重要性について町民に周知を図るために定期的な広報・啓発活動を実施する。

2) 地域に関する諸計画との関係

周辺海域、河川の浄化対策、清流確保、水辺空間の創設など施策の一環として、生活排水対策の積極的な推進を図る。

(6) 今後の施設計画

1) 合併処理浄化槽設置計画

今後、合併処理浄化槽の積極的な設置推進を図るものとする。このため、合併処理浄化槽設置整備事業によって普及を促す施策を継続し、設置の徹底を図っていくものとする。

2) 最終処分施設

伊達終末処理場は、関係市町と連携して適正に維持管理し、良好な処理水及び再資源化を図る。